

九州工業大学機器分析センター機器利用等取扱要項

〔平成18年 3月 1日〕
〔学 長 伺 定〕

改 正 平成21年10月13日
平成22年 9月13日
平成23年11月 1日
平成24年 9月11日
平成25年 9月27日
平成26年10月10日
平成27年12月 4日
平成29年 4月 1日

(趣旨)

第1 この要項は、九州工業大学機器分析センター規則（平成5年九工大規則第7号）第16条の規定に基づき、分析、測定及び解析（以下「分析等」という。）の受入に係る機器の利用等の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(申込みの方法)

第2 分析等の申込みは、別記様式第1号により行うものとする。

(受入条件)

第3 分析等の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学内の分析等の料金は学内移算により行うものとする。
- (2) 学外の分析等の料金は後納するものとする。

2 次に掲げる場合には、委託者の受ける損害に対して機器分析センター（以下「センター」という。）はその責任を負わない。

- (1) やむを得ない事由によって分析等を中止したため損害が生じたとき。
- (2) 分析等を行うために提出された材料等（以下「材料等」という。）に損害が生じたとき。
- (3) 第5項の場合において、センターの機器等を使用する者の責による事由によって損害が生じたとき。

3 材料等の搬入及び搬出は、すべて委託者が行うものとする。

4 機器分析センター長（以下「センター長」という。）が受入れできないと判断した材料等に係る分析等については、受入れをしないことができる。

5 委託者が学内担当者の指導・立会の下で直接センターの機器等を使用する場合は、別記様式第2号の使用申請書を提出し、同書の確認事項を遵守し分析等を行うこととする。ただし、使用者は、センター長が機器操作に習熟していると認めた者に限る。

(受入れ及び結果の通知)

第4 分析等の受入れ及びその結果の通知は、センター長の定める手続を経て行うものとする。

(秘密の保持等)

第5 センター及び委託者は、分析等の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権等を相手方の書面に

よる同意なしに公開してはならない。

- 2 測定で得られたデータを民間機関等からの委託者が公表する場合、原則として九州工業大学名を使用することはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。

(分析等の料金等)

第6 分析等による機器の利用料金は、別表のとおりとする。ただし、分析等の実施上、センター長が必要と認めて分析等のために機器の消耗品等の提供を要請した場合には、消耗品等に相当する額の料金を収納しないことができる。

- 2 分析等による機器の利用料金は、分析終了後2週間以内に九州工業大学が発行する請求書により収納する。
- 3 分析等による機器の利用が1ヶ月を超える場合又は数回にわたる場合は、依頼者の申し出により、四半期毎に利用料金を取り纏め、請求書を発行できるものとする。

附 記

この要項は、平成18年 4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成21年10月13日から実施する。

附 記

この要項は、平成22年9月13日から実施する。

附 記

この要項は、平成23年11月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成24年9月11日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年9月27日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年10月10日から実施する。

附 記

- 1 この要項は、平成27年12月4日から施行し、平成27年4月1日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表 九州工業大学機器分析センター:分析等の機器使用基本料金表《学内及び学外》のNMR400Mの料金改定については、平成27年12月4日から適用する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。